平成２５年（フ）第１４号
奈良市鍋屋町２番地の１　シティホームズ女子大前103号
債務者　田宅　　修
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５８号
奈良市南紀寺町４丁目７番地の15
債務者　佐々木　彰
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３１号
徳島県小松島市中田町字新開19番地の32、旧住所徳島県小松島市横須町16番66号
債務者　平石千代子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２号
徳島県小松島市中田町字新開19番地の32、旧住所徳島県小松島市横須町16番66号
債務者　平石　　功
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
徳島県徳島市北田宮３丁目７番28号　コーポアルジュナ203号
債務者　平石　嘉男
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４号
高知県高岡郡中土佐町久礼3290番地
債務者　前田　典枝
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第１０号
高知県高岡郡中土佐町大野見橋谷33番地
債務者　池田　　勝
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第１１号
高知県高岡郡中土佐町大野見橋谷33番地
債務者　池田　峯子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第８４号
高知県宿毛市小筑紫町小筑紫28番地12
債務者　浦田　　都
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第８５号
高知県宿毛市小筑紫町小筑紫267番地５
債務者　浦田　新平
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第５号
高知県宿毛市港南台２丁目４番22―３号
債務者　松岡　正幸
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第１１号
高知県四万十市下田1245番地
債務者　梁田正三郎
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第５３号
名古屋市東区黒門町85番地　メゾン国枝４Ｂ号
債務者　佐々木康夫
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６９号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番２―816号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台東町９丁目13番17―401号
債務者　南　　貴子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２５号
神戸市垂水区つつじが丘３丁目９番地の８、従前の住所兵庫県明石市大久保町大久保町165番地の12
債務者　鷺岡　宏司
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２４号
愛知県春日井市八田町２丁目27番地27　みどり苑203号
債務者　山元　恵子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部